

議案提出について

議案「最低賃金を全国一律で時給1,000円以上に引き上げるよう求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年6月28日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者

金沢市議会議員
大桑初枝
広田代昭
森尾美嘉

議会議案第1号

最低賃金を全国一律で時給1,000円以上に引き上げるよう求める意見書

平成30年度の最低賃金は全国加重平均で時給874円であり、1日8時間働き、週休2日で20日間働いても月収約14万円、年収約168万円にすぎない。また、最低賃金が最高額の東京都の時給985円と最低額の鹿児島県の時給761円との格差は224円もあり、同じ仕事をしても東京都と鹿児島県では1年間で約43万円もの格差が生じている。こうした地域間格差が、若者が地方から離れ、賃金が高い都市部に仕事を求める傾向や、地方企業の労働力不足に拍車をかける大きな要因の一つとなっている。

最低賃金の国際比較においても、英仏では約1,100円、米国のニューヨーク州では約1,600円など、日本の水準の低さが際立っている。加えて、O E C Dによる残業代を含む賃金の時給調査では、21年前と比較して、韓国は167%増、イギリスは93%増など軒並み増加しているにもかかわらず、主要国では我が国だけが8%減少しているとの指摘もある。

最低賃金の引き上げは、女性や若者の割合が多い非正規雇用の労働者への恩恵が大きく、地方の活性化や東京一極集中の是正、労働者全体の賃上げに波及する効果も期待されるものであり、我が国でも、中小企業に対する社会保険料の減免や補助金とセットにした上で最低賃金を引き上げることが求められる。

よって、国におかれでは、最低賃金を全国一律で時給1,000円以上に引き上げ、さらには時給1,500円を目指すよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「10月からの消費税10%への増税の中止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年6月28日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者

金沢市議会議員

大廣 桑田 初美嘉

枝代昭

"

"

議会議案第2号

10月からの消費税10%への増税の中止を求める意見書

2019年10月からの消費税10%への増税に対して、国民の不安が日増しに高まり、このような経済情勢で増税を強行してよいのかという声が広がり、政権内部からも、景況感次第で増税の延期もあり得るとの発言もあった。2014年の消費税8%への増税を契機に実質家計消費支出は年約25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も6年間で年10万円以上も低下してしまったことに加え、内閣府は3月の景気動向指数の基調判断を6年2カ月ぶりに悪化へと下方修正するなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっている。

1989年の消費税3%の導入時はバブル経済のさなかであり、1997年の5%への増税と2014年の8%への増税は政府の景気判断が回復だったものの、消費税増税が深刻な消費不況を招いたことを踏まえると、今回は、景気後退局面での5兆円に近い大増税であり、暮らしと景気に大きな影響をもたらすものである。

また、アメリカと中国との貿易をめぐって、対立が深刻化しており、IMFやOECDなどが世界経済の減速や失速を警告している中で、アメリカのウォール・ストリート・ジャーナルから、安倍首相は年内に消費税率を引き上げ、景気を悪化させると固く心に決めているように見えるとやゆされるなど、世界からも懸念の声が上がっている。

このような状況の中で、10月からの消費税10%への増税を強行すれば、市民の暮らしと地域経済への大打撃が懸念される。消費税10%への増税に頼らずに、減税の優遇を受けている大企業や富裕層に負担してもらうべきである。

よって、国におかれでは、10月からの消費税10%への増税の中止を強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「弾道ミサイル防衛体制の整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年6月28日

金沢市議会議長 松村理様

提出者	金沢市議会議員	前間井誠 小坂喜多泰 喜下澤浩 高岩広勝	一祐一伸人
"			
"			
"			
"			
"			
"			

議会議案第3号

弾道ミサイル防衛体制の整備を求める意見書

我が国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成16年度から弾道ミサイル防衛システムの整備を開始し、現在までに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やペトリオットの配備等を行ってきた。また、平成29年12月には、我が国を常時・持続的に防護できる能力を抜本的に向上させるため、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基の導入等を決定したところであり、事実上の核保有国である北朝鮮が依然としてミサイルの発射を繰り返す中、国民の安全と安心を確保するとともに、我が国の領土、領海及び領空を守り抜き、あらゆる形態のミサイル発射に対して、完全な迎撃体制を整備することは急務である。

よって、国におかれでは、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備について、不安や懸念を抱く地域住民の声を真摯に受けとめ、各調査に係る事項等を精査した上で、丁寧な説明と誠意ある対応を行い、弾道ミサイル防衛システムの整備を着実に進めていくことを強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「家庭教育支援法の早期制定を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年6月28日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者	金沢市議会議員	熊野	夫一祐
"		前間	広一伸
"		小坂	人清
"		喜下	
"		多澤	
"		岩野	
"		高源	

議会議案第4号

家庭教育支援法の早期制定を求める意見書

近年、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化し、保護者が身近な人から家庭教育に関するノウハウを学ぶ機会が少なくなっていることから、子育てに対する不安や問題を抱えて孤立する親がふえるなど、家庭教育が困難となり、子育てが難しくなっていることが指摘されている。厚生労働省の調査によると、児童虐待の相談件数はこの数年間で毎年1万件以上増加し、平成29年度には速報値で過去最多の13万3,778件に上るなど、深刻さを増しており、家庭教育へのより積極的な支援が行政に求められている。

未来の社会の担い手である子どもを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤となるとともに、子どもの基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善惡の判断等の基本的な倫理観などを身に付ける上で重要な役割を果たしている。

子どもたち一人一人が、それぞれの能力や個性を生かして、夢と志に向かって頑張れる社会をつくるには、家庭、地域、学校が連携、協力し、社会全体で子どもを育むことが大切であるほか、教育基本法の改正から10年余りが経った今、社会動向を踏まえた家庭教育支援の目指す方向性を確認し、地域の状況や課題に応じた取り組みがより一層活性化することが重要であり、今こそ社会全体で家庭教育を支え合う仕組みが必要である。

よって、国におかれでは、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、家庭教育支援法を早期に制定するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「公立学校におけるトイレ洋式化等の環境整備の促進を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年6月28日

金沢市議会議長 松 村 理 治 様

人敏夫一祐広一伸子清代起
勝一盛誠大泰浩広由和美
岩野井本多沢本野田
高森熊前小坂喜下山源広
提出者
金沢市議会議員
〃

議會議案第5号

公立学校におけるトイレ洋式化等の環境整備の促進を求める意見書

平成28年度に文部科学省が実施した調査の結果によると、全国の公立小中学校の洋式トイレの普及率は43.3%にとどまっており、住宅や商業施設等の洋式トイレの普及率を大きく下回っている。特に小学校低学年の児童の多数は和式トイレに慣れておらず、和式トイレが多い学校の児童・生徒からは学校で用を足したくないとの声も多く聞かれ、健康面や精神面の問題のほか、我慢できずに失禁していじめが生じる事態も懸念される。

さらに、学校は大規模災害時に避難所としての役割を期待されていることから、高齢者や障害者等の利用にも配慮するため、トイレの洋式化や多機能トイレの設置などが求められている。

よって、国におかれでは、公立学校におけるトイレ洋式化等の環境整備を促進するため、トイレ改修に対して十分な予算額を確保するとともに現行の補助制度の拡充を図るよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「児童虐待防止対策の抜本的強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年6月28日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者

金沢市議会議員

人敏夫	一祐広	一伸子	清代
岩	野	井	勝
高森	熊前	小間	一盛誠
喜下	坂	井本	大泰浩
山源	喜下	多沢	広由
田	山源	本野	和美
		野田	

議会議案第6号

児童虐待防止対策の抜本的強化を求める意見書

昨年3月の東京都目黒区や本年1月の千葉県野田市での児童虐待死事件など、保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待が相次いでいる。こうした事態を防ぐため、国は本年3月19日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議にて児童虐待防止対策の抜本的強化について決定し、そのうち、児童福祉法等改正案は今国会で成立することとなった。

しかしながら、本年6月に北海道札幌市で女児が衰弱死するなど、再び痛ましい事件が発生しており、早急に、国を挙げて実効ある対策が求められている。

よって、国におかれては、児童虐待防止対策の抜本的強化に向けて、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 「しつけによる体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知、啓發に努めるとともに、法施行後必要な検討を進めるとしている民法第822条の懲戒権や子どもの権利擁護のあり方については、丁寧な議論の上、速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカー やスクールロイヤー配置のための財政支援を図ること。
- 3 虐待防止のための情報共有システムの全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定め、全ての都道府県・市町村で情報を共有できるシステムを構築するための支援を行うこと。
- 4 児童相談所とDV被害者支援機関との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守るための体制を強化するとともに、早期発見と初期対応に有効な子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）の整備促進や児童相談所の体制整備を図ること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。